

8茅建指第12号
令和8年4月28日

建築関係団体 御中

茅ヶ崎市長 佐藤 光
(公印省略)

「建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について」の改正告示及び施行について（通知）

当市の建築行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、この度、別添1のとおり「建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について」を改正し、令和8年3月31日に告示を行い（令和8年茅ヶ崎市告示第96号）。以下「改正告示」という。）、令和8年10月1日から施行されることになりました。

これに伴い、これまでの告示（平成28年茅ヶ崎市告示第218号。）は、令和8年9月30日で廃止されることとなります。

改正告示の趣旨については、別添2のとおりですので、お手数ですが、所属会員へ周知のうえ、適切な運用をお願いします。

なお、改正告示の詳細につきましては、併せてホームページもご覧ください。

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008171.html>



事務担当： 都市部 建築指導課 審査担当
電 話： 0467-81-7183（直通）
電子メール： kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp